

受領委任払取扱事業所の登録制度について

- 1 受領委任払いを利用するためには、事業所は市への登録申請が必要です。
- 2 登録に際しては、事前に市が行う登録説明会兼研修会に出席することになります。
- 3 登録決定後、説明会兼研修会に出席した日の翌月の1日から受領委任払いの取扱いが可能です。

登録の有効期間は年度で区切るものとし、2年度間となります。

(例) 令和 8年 4月1日から有効の場合は、令和10年3月31日まで

令和 8年10月1日から有効の場合も、令和10年3月31日まで

令和 9年 4月1日から有効の場合は、令和11年3月31日まで

令和 9年10月1日から有効の場合も、令和11年3月31日まで

※登録更新の際は、有効期間満了前に市の更新説明会に出席することになります。

※説明会開催日時については、おおむね1か月前にホームページにてお知らせします。

- 4 登録された事業所は、市の「受領委任払取扱登録事業所一覧」に記載され、受領委任払いにより住宅改修を希望する利用者は、この一覧より事業所を選択することになります。
(一覧は、各区介護保険室で配布及び介護保険管理課ホームページで公表します。)
選択にあたり、利用者が複数の事業所に見積りを依頼することがありますので、事業所はこれにに応じていただきますようお願いいたします。

- 5 利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に支給申請の際に必要な「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。
- 6 区に「申請書」一式を提出すると「確認のお知らせ」が利用者宛に郵送されます。

～ 工 事 ～

- 7 区に「完了届」一式を提出してから住宅改修費が振り込まれるまで1～2か月程度かかります。

※5～7の流れは償還払いの場合も同様です。

※適正な住宅改修が行われるよう、利用者・介護支援専門員・市（区）との連携に努めて下さい。市では、請求に関し、不正があった場合など、登録の取消し事由を定めており、これに該当した場合には登録を取消すとともに、事業所名等の情報と取消し事由をホームページ等で公表します。